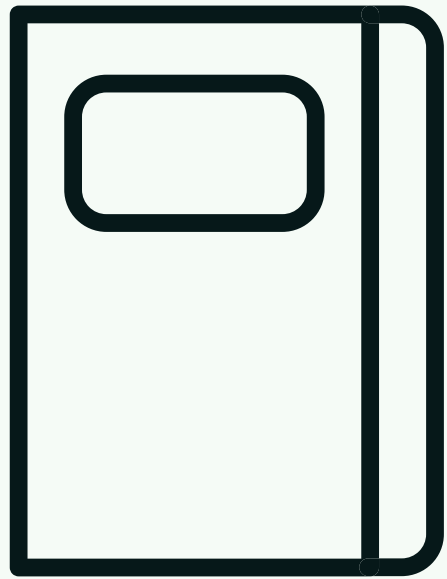


はじめのいっぽ

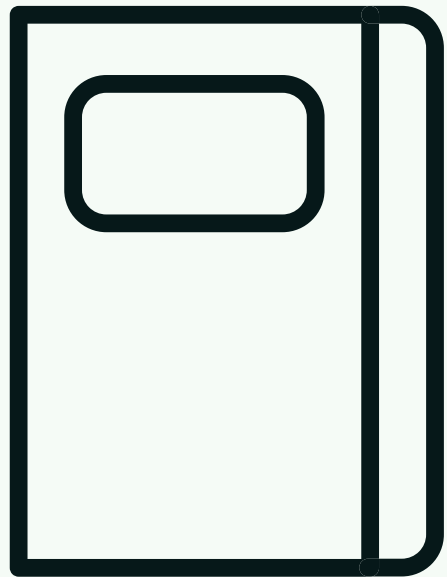
「著作権」
を

「ちょっと」知る

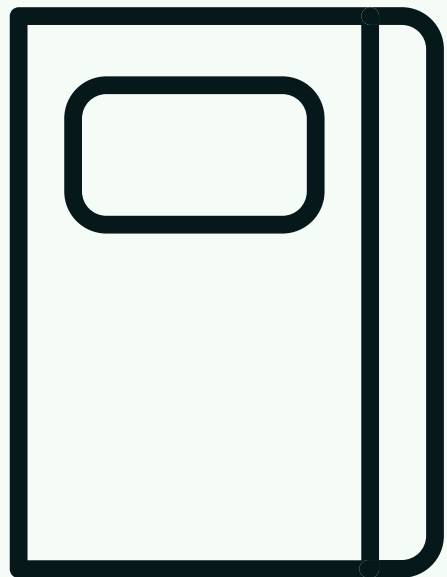
学校における著作権



最近の事例から



「イラストの無断使用」

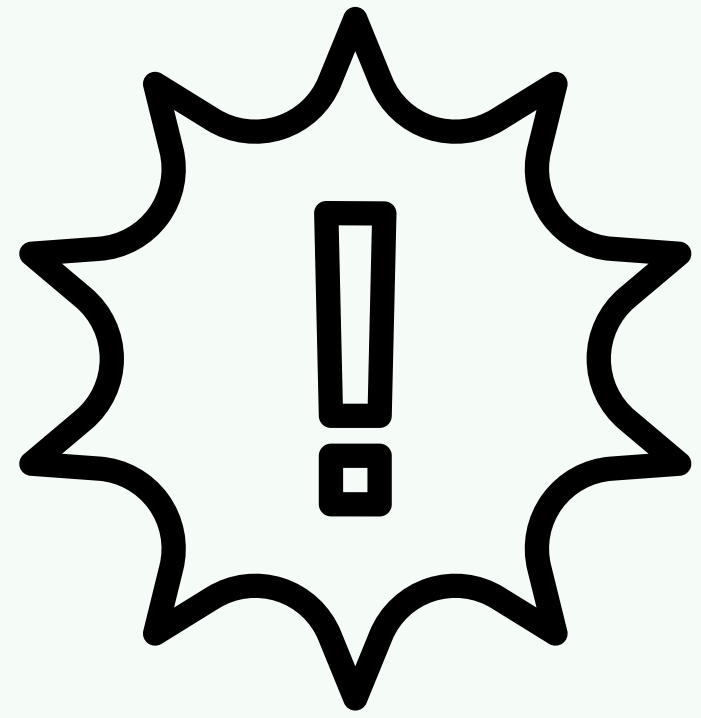


- 学校ホームページや学校だよりへのイラスト無断使用
- イラスト制作者から著作権侵害を指摘され賠償金支払い
- 現場の受け取り方は？



はじめに

- ・一回の研修で「著作権」は分かりません
- ・自分の中にトリガーができればOK



おことわり

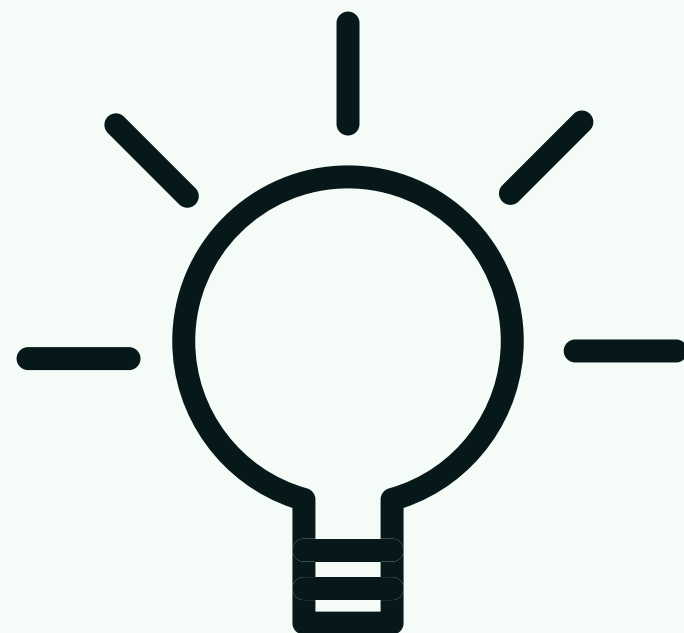
個別の質問にはお答えしません！

正確には、**情報が少なすぎて**お答えできません！

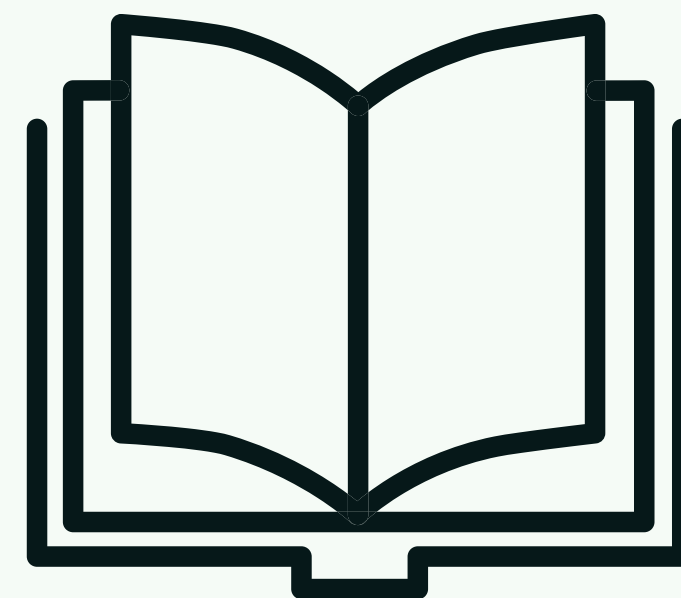
もくじ



- # 1 著作権のこと
- # 2 著作物を利用する
- # 3 学校と著作権
- # 4 学校図書館と著作権
- # 5 著作権教育

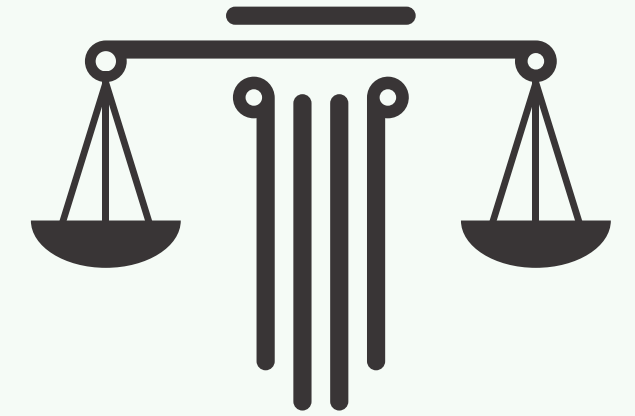


1 著作権のこと



「著作権」という、
法律で守られた
権利があります

どんな法律？



- 著作権法という日本の法律
- 知的財産権の一つ
- 外国にもそれぞれ著作権法がある
→日本と内容がちがう

著作権法の周辺

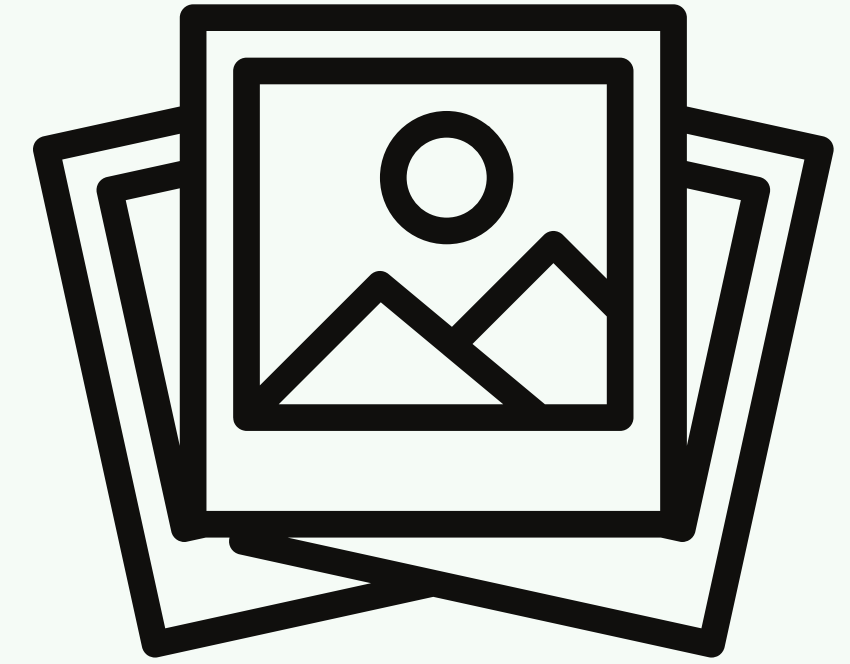
著作権法

著作権法
施行令

著作権法
施行規則

運用指針
(ガイドライン)

知的財産権とは？



創造活動によって生み出されたものを、
創作した人の財産として保護するための制度
(詳しくは知的財産基本法に明記)

【無方式主義】 著作権、著作隣接権

【方式主義】 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、商標権 など

著作権法の**目的**は

①

正しく
使って

②

権利を
守って

③

文化を
発展させよう

著作権法 第1条

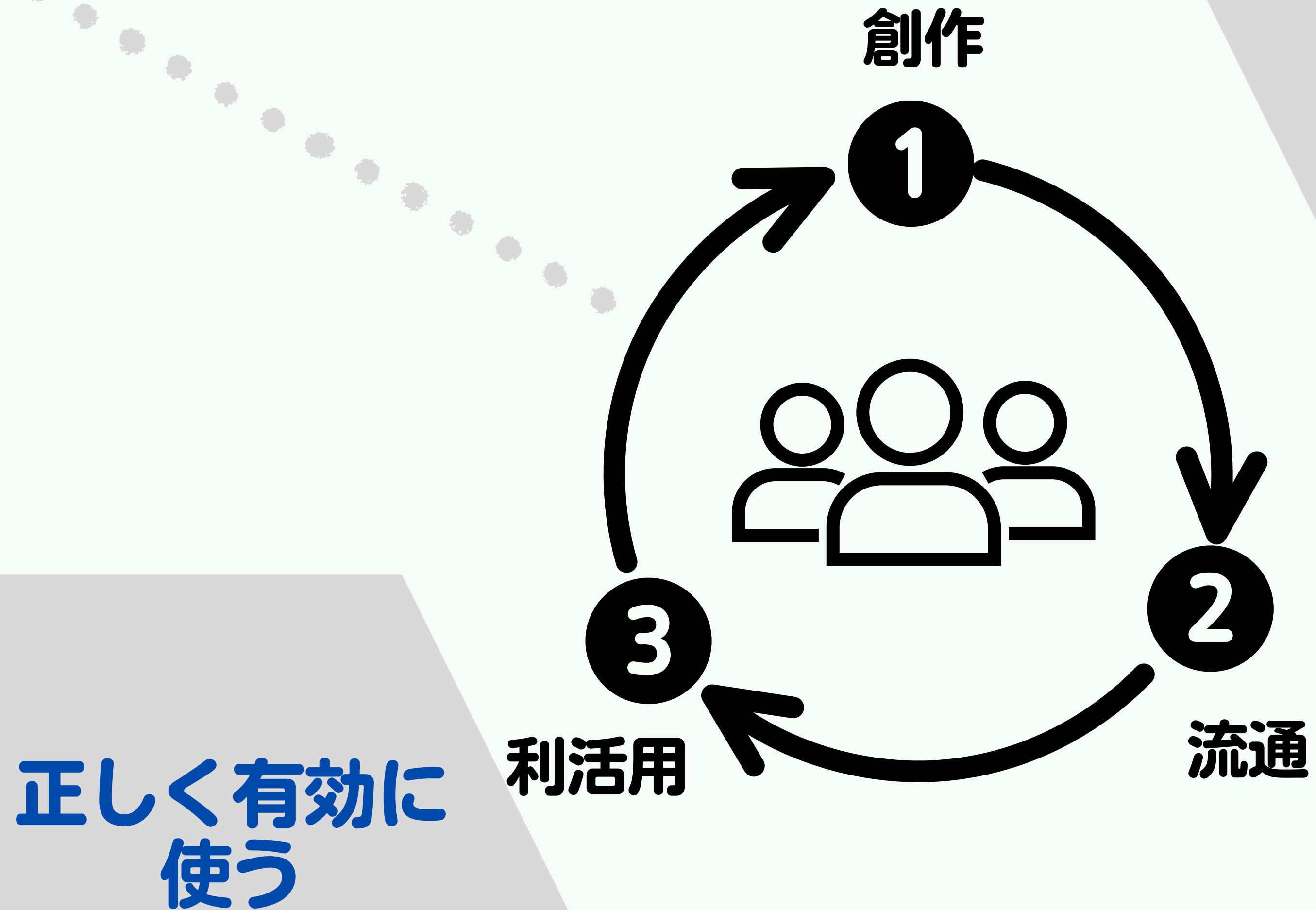
この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の**公正な利用**に留意しつつ、著作者等の**権利の保護**を図り、**もつて文化の発展に寄与することを目的**とする。

だから、

禁止ばかり
するものではない



作る人の
権利を守る



どんな権利？



自分の作品（著作物）を
勝手に使われない権利

- ・ どう使うかコントロールできる
- ・ いやだったら文句が言える

著作権

= 著作者の権利

著作隣接権

= 著作物の伝達を
担うものに
与えられる権利

著作者人格権

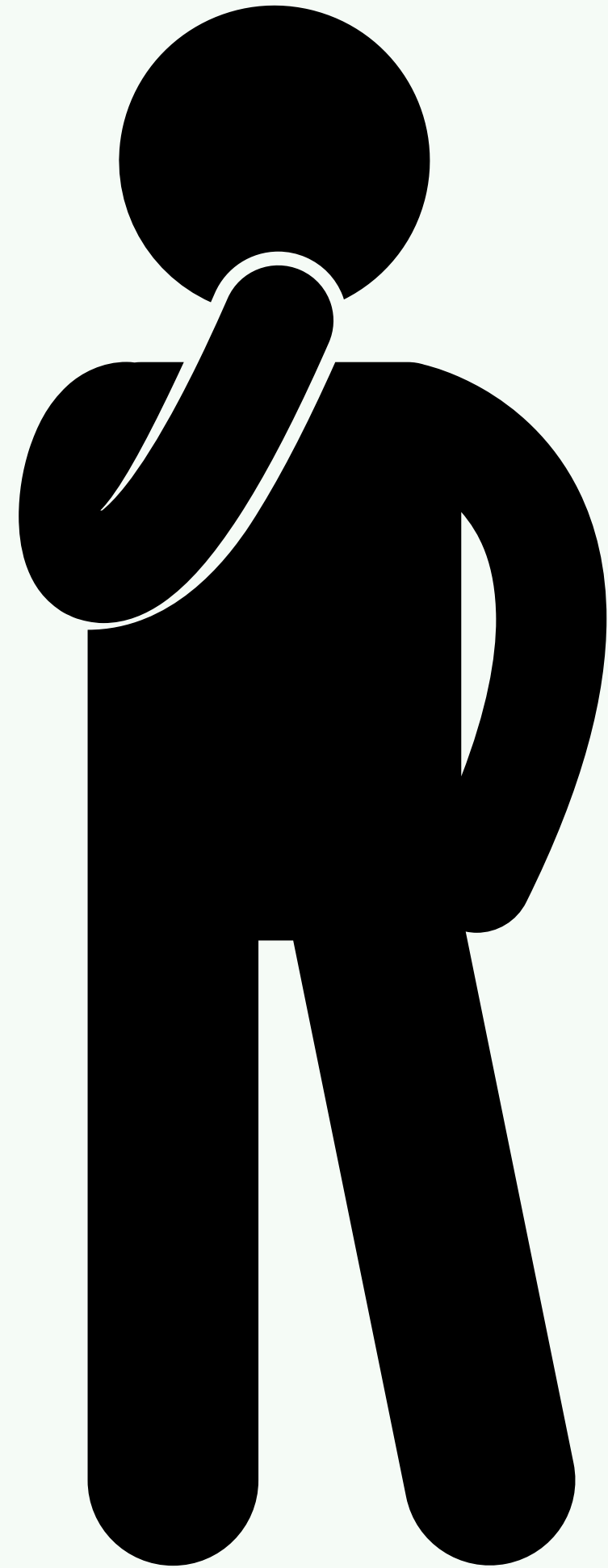
= 著作者の

人格を守る

著作財産権

= 作品によって発生する

利益や財産を守る



「権利」を
もう少し具体的に
わかりやすく

著作者**人格権**

- **公表権**
- **氏名表示権**
- **同一性保持権**

著作**財産権**

- **複製権**
- 上演権、演奏権
- 上映権
- **公衆送信権**
- 公の伝達権
- 口述権
- **展示権**
- **頒布権**
- 譲渡権
- 貸与権
- 翻訳権、翻案権
- 二次的著作物の利用権

著作権って、
どうしたら
もらえる？

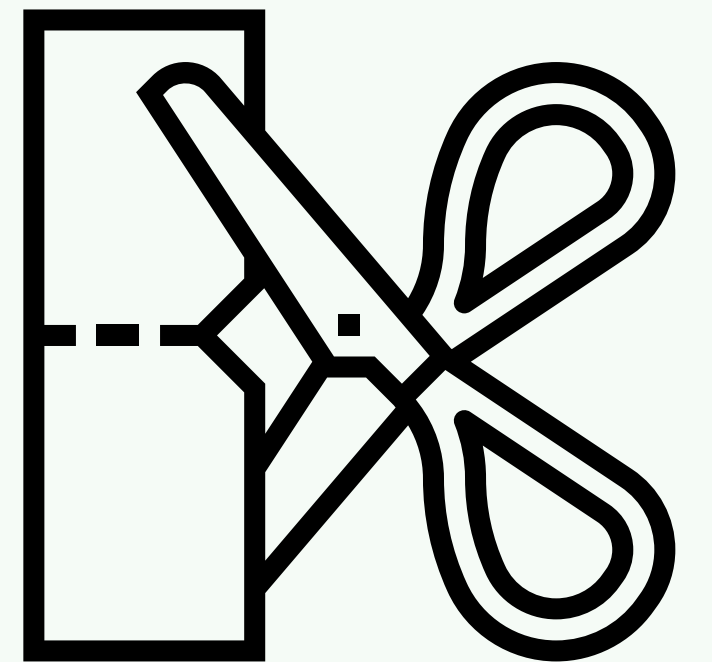
作品を作ったら 自動的に発生

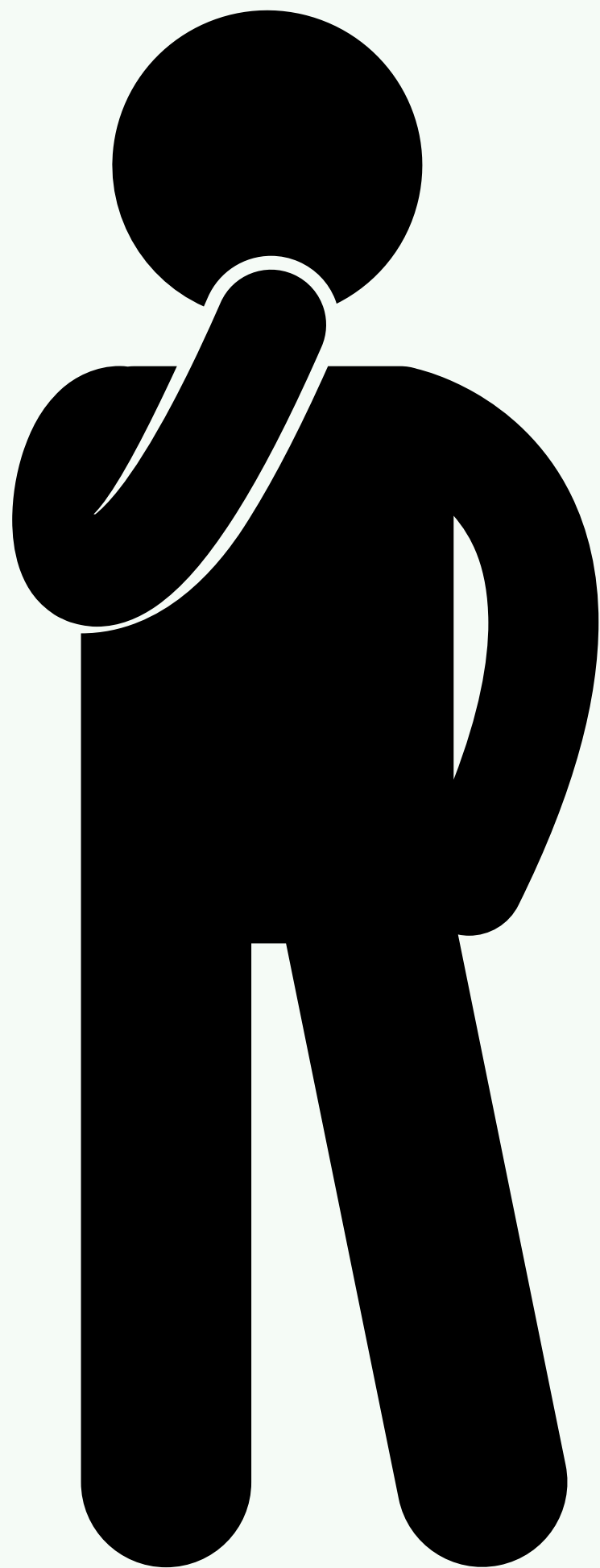
- ★ 未完成でも
- ★ 芸術的な値がなくても
学術的な価値がなくても
経済的な価値がなくても
- ★ 誰が作ったものでも

著作権と切り分けて！

- ・サブスクリプションの

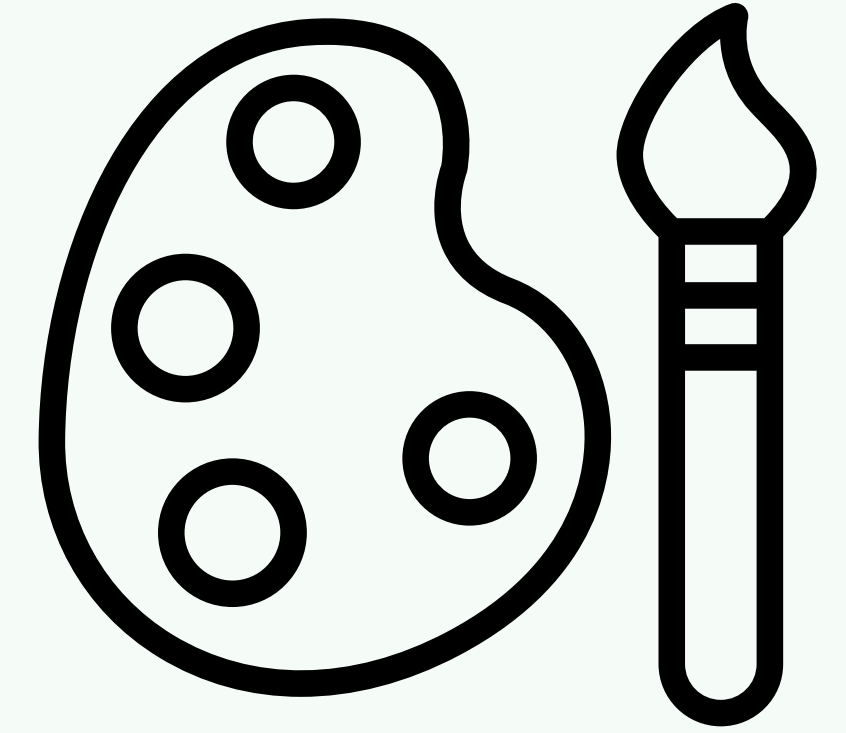
規約





ところで

著作物とは？



「思想や感情を創作的に表現しているもので、
「文芸、学術、美術または音楽の範囲に属する」

作品

著作物ではないもの



- 人の思想や感情が伴わないもの＝単なる**データ**や**歴史的事実**
- 創作が加わっていないもの＝**ありふれたもの**
- 表現していないもの＝**アイデア**（他の知的財産権が発生することもある）
- 文学、学術、美術または音楽の範囲ではないもの＝**工業製品**など

ちなみに

「キャラクター」に著作権はない

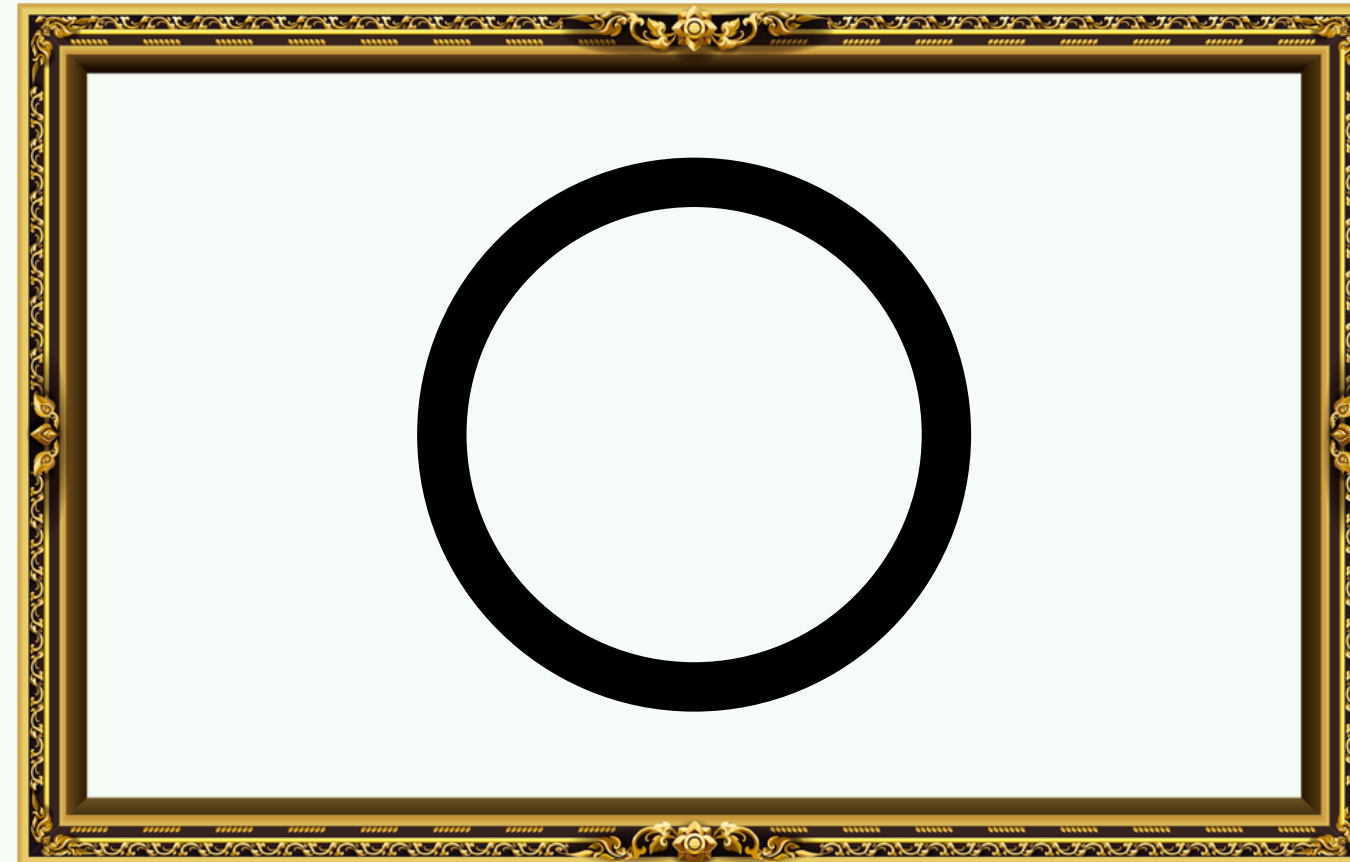
こういった様子こういったもの、という「アイデア」だから

ただし

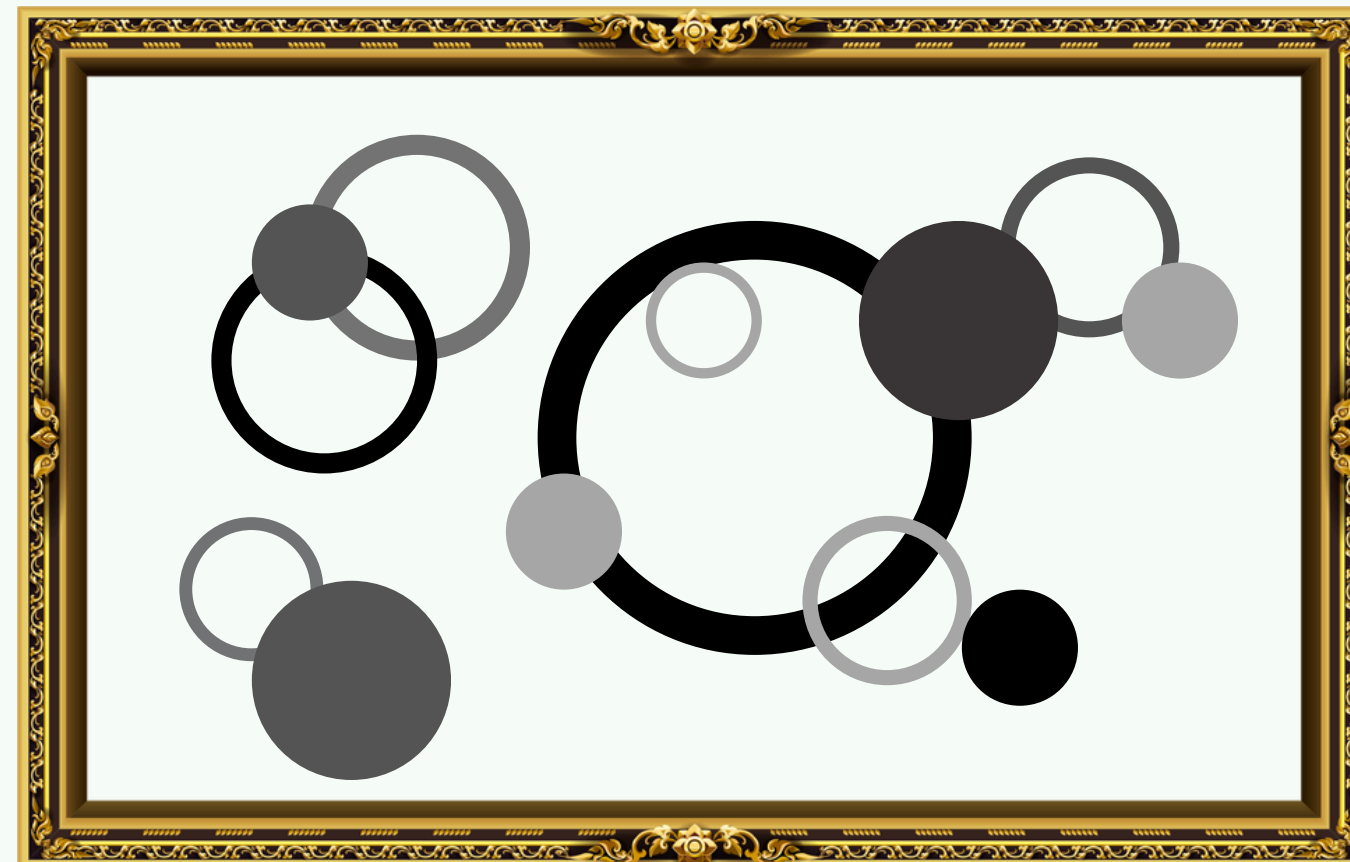
「キャラクターのイラスト」には
著作権がある

「アイデア」が「具体的に表現されたもの」だから

ありふれた
表現



創作性のある
表現

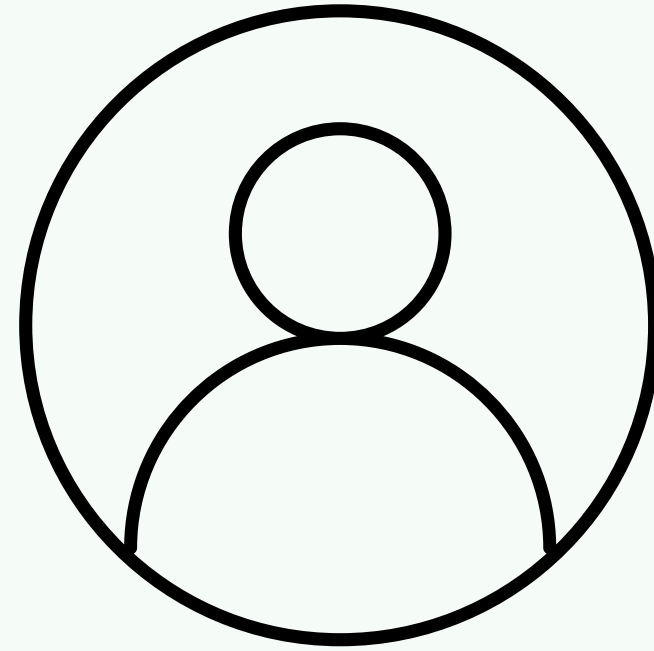


著作**者**とは？



「著作物を創作するもの」

= **作者**



#2 著作物を利用する

「著作物を使いたい！」
どうすればよい？



作者から**許可**を取ればいい
(その都度、許諾が必要)

と、いうことは？

「使っていい？」

ときいて

「いいよ」

と言ってもらったら使える

使わせてもらおう時に決めることの例

1	誰が？
2	どんなふうに？
3	何回？
4	いつまで？
5	いくらで？

いつ
決めると
いいだろう？

著作者**人格権**

- **公表権**
- **氏名表示権**
- **同一性保持権**



思いだそう

著作**財産権**

- **複製権**
- 上演権、演奏権
- 上映権
- **公衆送信権**
- 公の伝達権
- 口述権
- **展示権**
- **頒布権**
- 譲渡権
- 貸与権
- 翻訳権、翻案権
- 二次的著作物の利用権

著作権以外にも
気をつけたいことがある

著作権者は著作権では優位だけれど

別の観点（著作権以外のルールの中）では

優位であるとは限らない

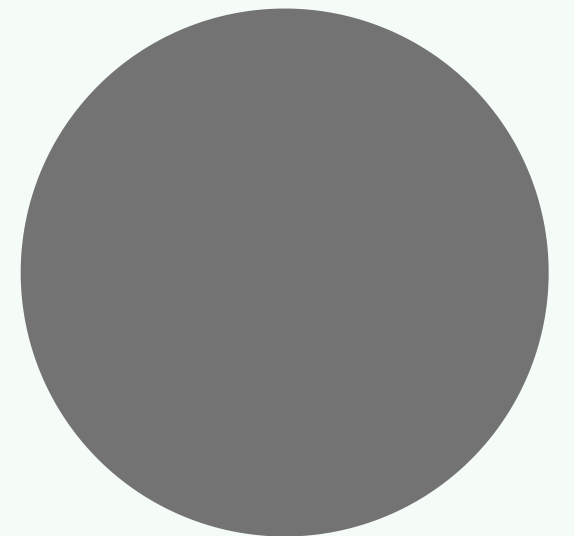
肖像権

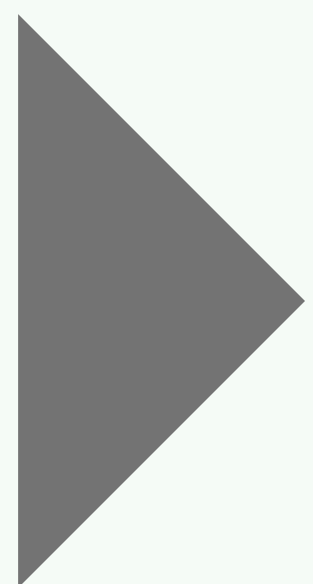
商標権

意匠権

著作権

これで
トラブルは
なくなりそうだ！





ちょっと待って！



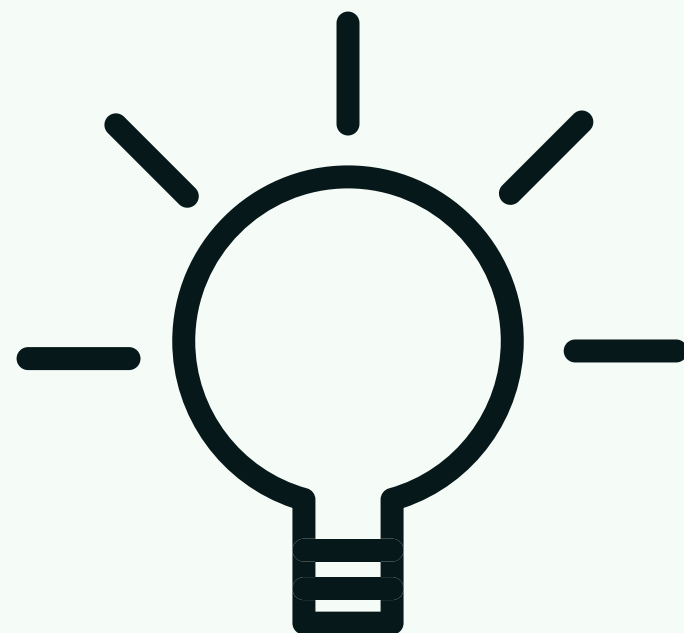
教科書の掲載作品

(テキスト・写真・イラスト)

も著作物じゃないか？



授業のたびに許諾なんてとってない！

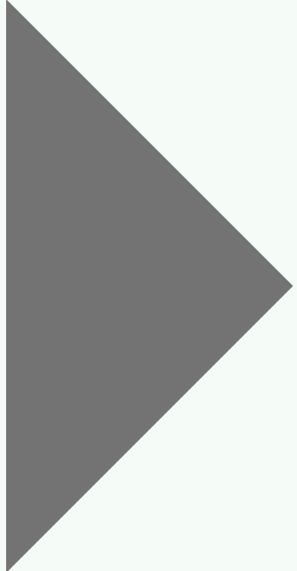


#3 学校と著作権

「授業」は特別扱い

著作権法第35条 というものがあります

学校がいちいち許諾を取らなくていい根拠であり、
無許諾で使っていい範囲が定められています。



法律の条文は
長くて
分かりにくい

でも、読んでみます。

著作権法 第35条 1

学校その他の**教育機関**（営利を目的として設置されているものを除く。）において**教育を担当する者**及び**授業を受ける者**は、その**授業の過程**における利用に供することを目的とする場合には、その**必要と認められる限度**において、公表された著作物を**複製**し、若しくは**公衆送信**（自動公衆送信の場合にあつては、**送信可能化**を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて**公に伝達**することができる。ただし、当該著作物の**種類**及び**用途**並びに当該複製の**部数**及び当該**複製、公衆送信又は伝達の態様**に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**は、この限りでない。

著作権法 第35条 2

前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

授業目的公衆送信補償金制度

- ・ 2018年5月の法改正で創設
- ・ ICTを活用した教育における著作物のスムーズな利用のため、従来認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても「補償金」（小学生120円、中学生180円/年）を支払えば無許諾で行うことが可能に



SARTRAS



授業目的公衆送信補償金規定

著作権法 第35条 3

前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、**当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。**

どうやら、授業だと

「複製」と「公衆送信」が
できるらしい

さらに

「著作権法第35条運用指針」
という

ガイドラインがある

どこまでなら、
いちいち許諾を取らずに
使っていいか？

権利者と利用者の歩み寄り

改正著作権法 第35条運用指針（ガイドライ ン）

本編



追補版（令和3年11月9
日）

（SAFETY CODE）





ちょっとだけ

著作権法第35条運用指針の解説

その前に

作者と作品に
敬意を表し
著作権を尊重する

利用する時は
許可をとるのが
基本

たとえば「複製」ってどういうもの？

- 複製とは
手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画など
- さっくり言えば
既存の著作物の一部又は全部を**有形的に複製**
- 実演、レコード、放送・有線放送の**利用**についても同様

たとえば「公衆送信」って何？

- 公衆送信とは放送、有線放送、インターネット送信などのこと
- 「送信可能化」 = サーバ（クラウド）へ保存も含む
- ただし、校内放送、校内サーバなど、同一構内での送信行為は該当しない
- 「公衆送信」 ≠ 「公開」
- 不特定なら一人でも「公衆」

たとえば

「学校その他の教育機関」

って、どの範囲？

幼稚園、**小学校**、**中学校**、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学等、防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関、職業訓練等に関する教育機関、保育所、認定こども園、学童保育、公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育施設・教育センター、教職員研修センター、学校設置会社経営の学校
(教育機関としての**根拠法令があること**が前提)

たとえば「**授業**」って、どこまで？

- 授業、講義、実習、演習（名称は問わない）
- 特別活動＝学級活動、HR、クラブ活動、児童・**生徒会活動**、**学校行事**
- **部活動**
- 課外補習授業
- 教育センター、教職員研修センターの教員対象の教育活動、免許状更新講習
- 通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業等
- **予習**、**復習**
- その他

たとえば「授業を担当する者」 誰まで？

- ・ 実際の授業者（教員等）
- ・ 名称、**教員免許状の有無、常勤・非常勤**などは問わない
- ・ 教員等の指示があった事務職員、教育支援員、補助者らの、学校内設備を用いた複製や公衆送信はOK

たとえば「**授業を受ける者**」は誰のこと？

- ・ 教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人
＝履修者

どのくらい
OK?

こういう**種類**のものならいいそうな

全部でもOKな「可能性が高い」もの

→「全部OK」に該当する著作物は**非常に限定的**ということ

- ・採択教科書（学習者用デジタル教科書も含む）の中の著作物
- ・短文の、言語の、著作物（俳句、短歌、詩歌）
- ・新聞記事等の言語の著作物
- ・写真、絵画（イラスト、版画）彫刻その他美術の著作物
- ・地図

一部を使うことが他の条項（例えば著作者人格権、同一性保持権）に抵触するような場合など

どのくらい
OK?

こういう**使い方**ならいいそうな

- ・ 必要性があって使う**箇所**だけ
- ・ 授業で著作物の複製や公衆送信が必要だった**理由**を、
客観的に説明出来る場合

どのくらい
OK?

このくらいの量ならいいそうな

- 必要な部数 = 当該授業の履修者数 + 授業を担当する者の数
- 授業参観や研究授業の「参観者」への配布
(授業に参加している人数分だけ)

どのくらい
OK?

こういうのはやめてねって言ってる

★複製の場合

- ・複製物単体で利用できてしまう様態（製本するなど）は×
- ・教材の用途を超えて利用できそうな場合は×

★公衆送信の場合

- ・クラウドでの共有など、誰でもアクセスできる場所へのアップロードは×

学習者にとって良かれと思ってというような安易な発想に立つのは禁物

どんな
やり方？

公に伝達ってどういうこと？

- ①「公表」された著作物を
- ②「公衆送信」により
- ③「受信装置」を用いて
- ④「公に伝達」すること

たとえば、授業内容に係るネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ・電子黒板等で履修者等に視聴させる＝公に伝達（公は複数人とは限らない）

どんな
やり方？

特別活動の配信は リアルタイムとオンデマンドで違う

リアルタイム配信→無許諾、補償金の支払いでOK

オンデマンド配信→無許諾、補償金の支払いでも、条件付き
(条件)・特別活動の主催者が、視聴期間を設定
・期間が過ぎたらコンテンツの即時抹消と破棄

ダメなこと
もある

「著作権の利益を 不当に害することとなる場合」

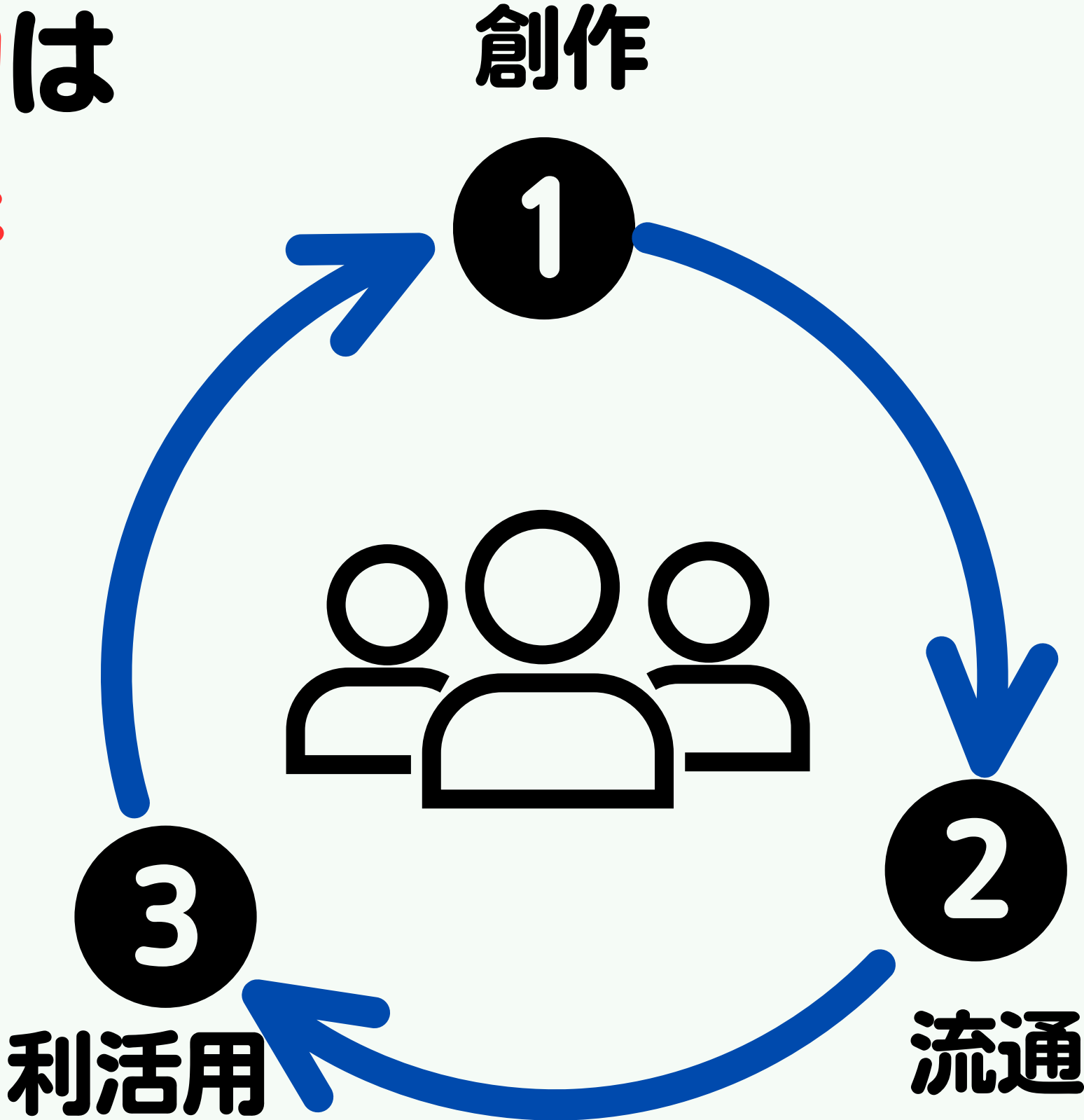
補償金を払ってもダメな場合がある

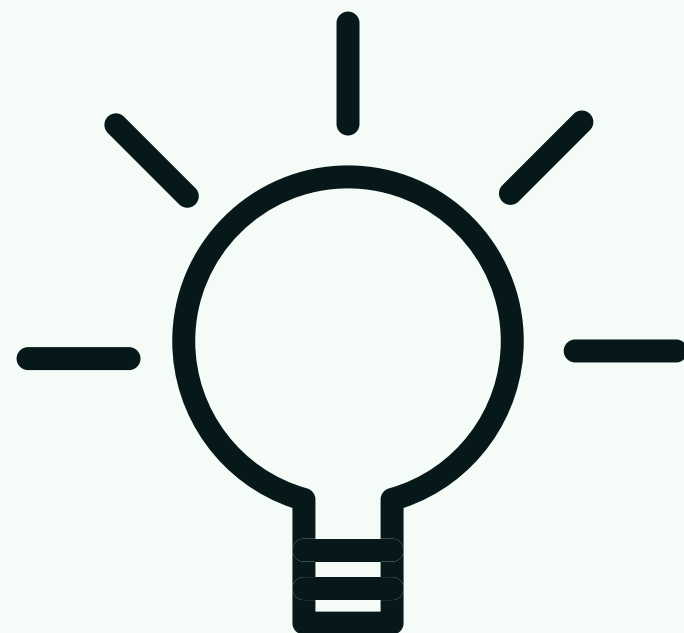
- 何度か続く授業を通じて、結局全編を複製して配布することになる場合
- **個人購入が前提のドリル**、参考書、テスト、楽譜、副読本、教育用映像ソフト等の複製利用
- 「全体利用」が条件によってOKなものを、カタログ化したり、組織的に保存（DBなどへ）は×
- **部活動での楽譜**、演劇の脚本、読書会用の短編小説

「ガイドライン」という
歩み寄りがあるのは
なぜか？



著作権の**目的**は
文化の発展





4 学校図書館と著作権

図書館は、著作権法とのかかわりも特殊

著作者人格権

- 公表権
- 氏名表示権
- 同一性保持権

著作財産権

- 複製権
- 上演権、演奏権
- 上映権
- 公衆送信権
- 公の伝達権
- 口述権
- 展示権
- 頒布権
- 譲渡権
- 貸与権
- 翻訳権、翻案権
- 二次的著作物の利用権

そもそも
図書館は本を
貸しているの？

①ー 1 図書館だよりも**書影**は使ってもいい？

法解釈編

- 書影＝著作物
- 図書館だより等での書影利用に関する権利制限規定はない
- 著作権法の解釈の中で「可」とする見解もある
(あくまでも権利制限規定ではない)
著作権法47条の2 (カタログ規定)
規則4条の2 (大きさや画素数に関する規定)
著作権法32条 (引用) など

①ー 1 図書館だよりも書影は使ってもいい？ 実務編

- 許諾を取っての利用（許諾申請は意外と簡単）
- 書影利用を各出版社と契約をして公開しているところのものを使う
- あらかじめ出版社のHPにどこまでなら許諾不要という明示がある場合があるので、確認する
- 出版社のHPの確認用ツールを使う
EX) 福音館書店の確認ツール

Q：広報誌、図書館ブックリスト、冊子、ホームページなどで、
おすすめの作品として、紹介文と表紙をあわせて紹介したい。」



参考

「～図書館における書影等の利用～」

（澤田将史『情報の科学と技術』73巻8号「連載：実務者のための著作権お悩み相談室 第2回」
一般社団法人情報科学技術協会INFOSTA 2023）



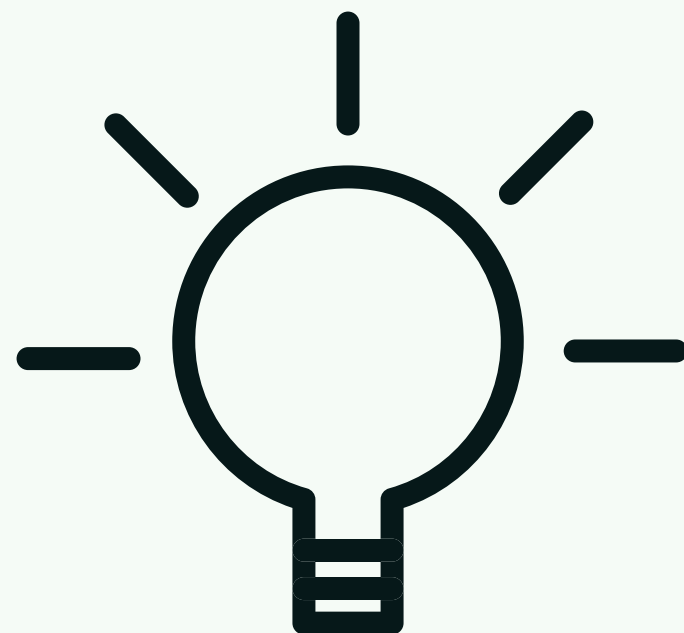
②ー１オンラインでの読み聞かせはできる？

法解釈編

- ・ 著作権法35条の権利制限規定においても、絵本一冊（全編）を読み聞かせすることは不可能

②ー１オンラインでの読み聞かせはできる？ 実務編

- ・ 許諾を取る
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応しながら教育活動を行うための限定的な許諾」
（全国学校図書館協議会 2020年度限定版）
のように、実情に応じた対応策がでた事例もある



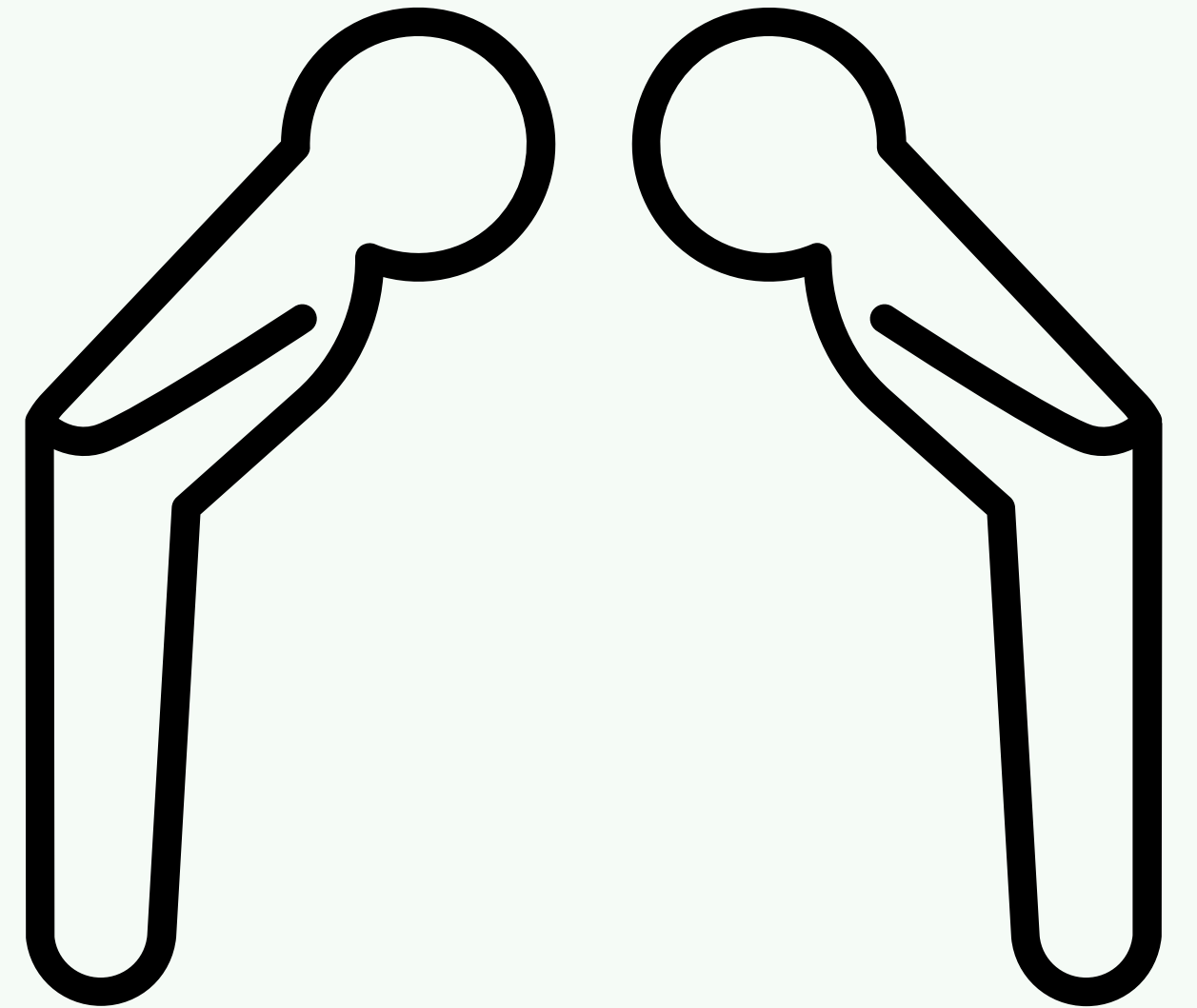
#5 著作権教育

子どもたちへ
「著作権」をどう伝え、
どう指導していくか？

何のための 著作権教育か？

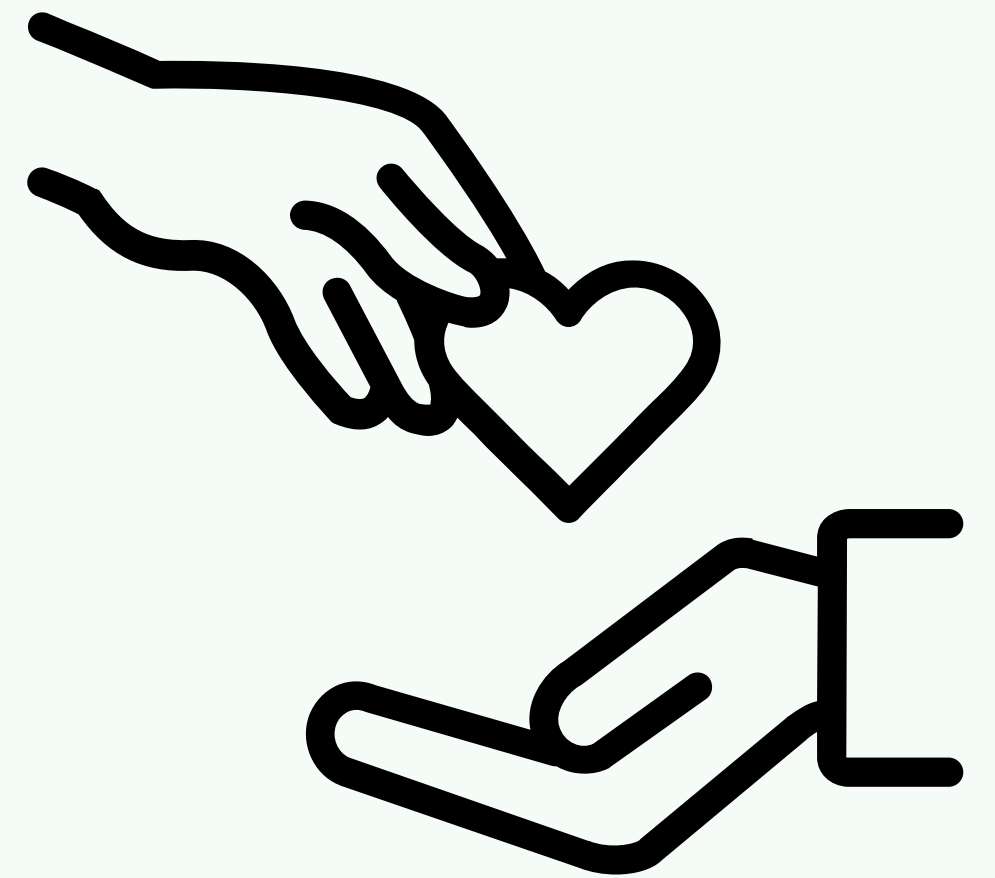
著作権法の目的

=文化の発展に寄与する



子どもたちに伝えたいこと

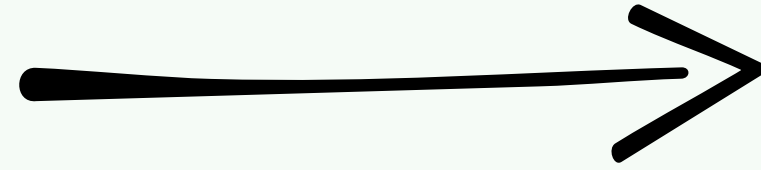
- 作者や作品へのリスペクト
- 自分の作品への愛着
- 著作権法の目的
- 具体的なノウハウ



「シティズンシップ」

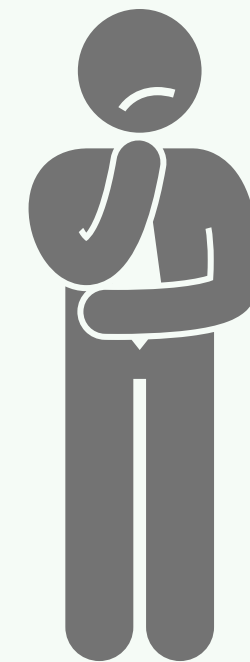
あれダメ！

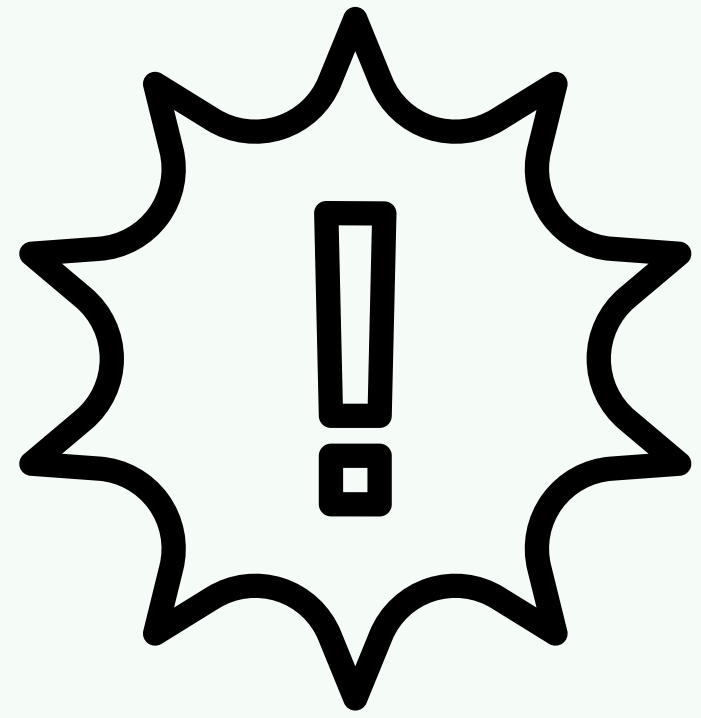
これダメ！



あれはどう？

これはどう？





そうそう！

「個別の質問には基本的にお答えしません！」

正確には、情報が少なすぎてお答えできません！

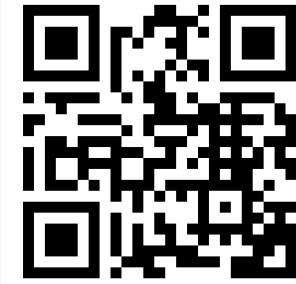
→ご自身で立ち止まり、考え、判断しようとしたけれどわからない！
には、サポートがいろいろあります！

頼りになります

① 文化庁



② 著作権情報センター CRIC



③ 一般社団法人日本音楽著作権協会 JASRAC



④ 一般社団法人教科書著作権協会 JACTEX



今日のポイント



著作物への リスペクト



著作者や著作物を尊重し、利用にあたっては許諾を取るのが標準であるというスタンス



学校は特殊



権利制限規定により、学校は著作物の利用に関して特殊な環境にあることを常に意識し、それを子どもたちにも伝える



法・ガイドラインを よく知る



コンプライアンスの基本として、そもそもの法律やガイドラインをよく知っておく

THANK YOU

ありがとうございました。

